管理関係事業者又は第四十六条第一項の認定を受けた者（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除く。）」に改め、同条第六項中「第五十四条第一項」を「第百一条第一項」に、「第六十八条第一項」を「第百二十五条第一項」に、「第七十一条第一項」を「第百三十九条第一項」に改め、同条第七項中「第五十四条第一項」を「第百一条第一項」に、「第六十八条第一項及び第四項」を「第百二十五条第一項及び第四項」に、「第七十一条第一項」を「第百三十九条第一項」に改め、「特定旅客輸送事業者」の下に「、認定管理統括貨客輸送事業者、管理関係貨客輸送事業者、第百三十四条第一項の認定を受けた貨客輸送事業者（特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者を除く。）」を加え、「単に」を削り、「特定輸送事業者」を「特定貨物輸送事業者等」に改め、同条第八項中「第六十一条第一項」を「第百九条第一項」に、「荷主に」を「荷主（第百五条に規定する荷主をいう。以下この項及び次項並びに第百六十七条第二項において同じ。）に」に改め、同条第九項中「第六十一条第一項」を「第百九条第一項」に改め、「第四項」の下に「並びに第百二十一条」を加え、「特定荷主に」を「特定荷主、認定管理統括荷主、管理関係荷主若しくは第百十七条第一項の認定を受けた荷主（特定荷主、認定管理統括荷主及び管理関係荷主を除く。）（以下この項において「特定荷主等」という。）に」に、「特定荷主の」を「特定荷主等の」に改め、同条を第百六十二条とする。

第八十六条を第百六十一条とし、第八十五条を第百六十条とし、第八十四条の二を第百五十九条とし、第八十四条を第百五十八条とし、第八十三条を第百五十七条とし、第八十二条を第百五十六条とする。

第七章中第八十一条の七を第百五十五条とし、第八十一条の六を第百五十四条とする。

第八十一条の五を削る。

第六章第二節中第八十一条の四を第百五十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（表示に関する勧告及び命令）

第百五十三条　経済産業大臣は、熱損失防止建築材料製造事業者等が特定熱損失防止建築材料について前条の規定により告示されたところに従つて熱損失防止性能に関する表示をしていないと認めるときは、当該熱損失防止建築材料製造事業者等に対し、その製造、加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料につき、その告示されたところに従つて熱損失防止性能に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

2　経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた熱損失防止建築材料製造事業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3　経済産業大臣は、第一項に規定する勧告を受けた熱損失防止建築材料製造事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、当該特定熱損失防止建築材料に係るエネルギーの使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該熱損失防止建築材料製造事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第八十一条の三を第百五十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（性能の向上に関する勧告及び命令）

第百五十一条　経済産業大臣は、熱損失防止建築材料製造事業者等であつてその製造、加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料の生産量又は輸入量が政令で定める要件に該当するものが製造し、加工し、又は輸入する特定熱損失防止建築材料につき、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして第百四十九条に規定する性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該熱損失防止建築材料製造事業者等に対し、その目標を示して、その製造、加工又は輸入に係る当該特定熱損失防止建築材料の当該性能の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

2　経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた熱損失防止建築材料製造事業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3　経済産業大臣は、第一項に規定する勧告を受けた熱損失防止建築材料製造事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、当該特定熱損失防止建築材料に係るエネルギーの使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該熱損失防止建築材料製造事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第八十一条の二を第百四十九条とする。

第六章第一節中第八十一条を第百四十八条とし、第八十条を第百四十七条とし、第七十九条を第百四十六条とする。

第七十八条第一項中「第八十七条第十項」を「第百六十二条第十項」に改め、同条を第百四十五条とし、第七十七条を第百四十四条とする。

第七十三条から第七十六条までを削る。

第五章中第七十二条を第百四十三条とする。

第七十一条第二項中「第五十四条及び第六十八条」を「第百一条、第百二十五条及び前節」に改め、同条第六項を削り、第四章第三節中同条を第百三十九条とし、同条の次に次の三条を加える。

（中長期的な計画の作成）

第百四十条　特定航空輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第九十九条第一項及び第百二十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

（定期の報告）

第百四十一条　特定航空輸送事業者は、第百三十九条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用量その他貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の状況（貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）及び貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

2　国土交通大臣は、前項の国土交通省令（貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

（勧告及び命令）

第百四十二条　国土交通大臣は、特定航空輸送事業者の貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が第九十九条第一項及び第百二十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定航空輸送事業者に対し、当該特定航空輸送事業者のエネルギーを使用して行う貨物又は旅客の輸送に係る技術水準、第九十九条第二項及び第百二十三条第二項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2　国土交通大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定航空輸送事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3　国土交通大臣は、第一項に規定する勧告を受けた特定航空輸送事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該特定航空輸送事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章第三節を同章第四節とする。